



吸収分割契約書

エイベックス・エンタテインメント株式会社(以下「分割会社」という。)及びエイベックス・デジタル株式会社(以下「承継会社」という。)は、分割会社がその事業に関して有する権利義務の一部を承継会社が承継する吸収分割(以下「本件分割」という。)に関し、次のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (吸収分割)

分割会社及び承継会社は、本契約に定めるところに従い、別紙 1 記載の事業(以下「本件事業」という。)に係る第 6 条第 1 項記載の権利義務を分割会社から承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条 (分割当事者の商号及び住所)

分割会社及び承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

- (1) 分割会社
商号:エイベックス・エンタテインメント株式会社
住所:東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号
- (2) 承継会社
商号:エイベックス・デジタル株式会社
住所:東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号

第 3 条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、2020 年 7 月 1 日とする。ただし、分割会社及び承継会社は、本件分割の手續進行上の必要性その他の理由により、別途協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第 4 条 (承継会社が本件分割に際して交付する金銭等)

承継会社は、本件分割に際し、分割会社に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第 5 条 (分割により変動する承継会社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額)

本件分割により変動する承継会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金
増加すべき資本金の額は 0 円とする。
- (2) 資本準備金
資本準備金の額は、変動しない。
- (3) 利益準備金
利益準備金の額は、変動しない。

第 6 条 (分割により承継する権利義務)

1. 承継会社が本件分割により効力発生日に、分割会社から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は別紙2記載のとおりとする。
2. 分割会社は、2019年4月1日から効力発生日の前日に至る間の資産及び負債の変動について、計算書を作成してその内容を承継会社に交付する。
3. 本件分割による分割会社から承継会社への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 7 条 (移転手続)

1. 承継会社による承継に関して、登記、登録、通知等の手続が必要となるものについては、分割会社が協力してその手続を行う。
2. 前項の手続に要する登録免許税その他一切の費用は、分割会社及び承継会社の折半負担とする。

第 8 条 (株主総会の承認)

分割会社及び承継会社は、効力発生日の前日までに、それぞれ株主総会において、本契約の承認その他本件分割に必要な事項に関する決議を得る。

第 9 条 (会社財産の管理等)

本契約締結の日から効力発生日までの間、分割会社は本件事業を、承継会社はその一切の営業を、それぞれ善良なる管理者の注意義務をもって継続し、従前どおりの通常の業務執行に伴うものを除き、相手方の事前の書面による承諾なくしてこれらの事業、営業及びこれらに属する財産に変更を加えないものとする。

第 10 条 (競業禁止義務)

分割会社は、本件分割に関わらず、本件事業について、競業禁止義務を一切負わないものとする。

第 11 条 (分割条件の変更及び契約の解除)

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由により、資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合及び本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、別途協議し合意の上、本契約の内容を変更し又は本契約を解除することができる。

第 12 条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに、分割会社及び承継会社の株主総会又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第 13 条 (協議事項)

本契約に定めのない事項及び本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨の範囲内で、別途協議し合意の上、これを定める。

[以下余白]

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、分割会社及び承継会社が記名捺印の上、承継会社が
原本を保管する。また分割会社はその写しを保管する。

2020年 6月 26日

分割会社 東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号
エイベックス・エンタテインメント株式会社
代表取締役 黒岩 克巳



承継会社 東京都港区南青山三丁目 1 番 30 号
エイベックス・デジタル株式会社
代表取締役 若泉 久央



別紙1

(本件分割の対象となる事業)

1. 分割会社において保有するECに関する事業
2. 分割会社において保有するFCに関する事業
3. 分割会社において保有する TreeVillage に関する事業
4. 分割会社において保有するプラットフォーム事業本部マーケティングユニットとシステムデザインユニットに関する事業
5. 分割会社において保有するプラットフォーム事業本部チケットソリューショングループに関する事業

別紙2

(承継権利義務明細表)

1. 承継する資産

- ① 流動資産
- ② 固定資産

2. 承継する負債

- ① 流動負債
- ② 固定負債

3. 承継する雇用契約

承継会社が承継する雇用契約は、本契約締結日現在において分割会社に関する本件事業に主として従事し、かつ効力発生日の前日まで引き続き本件事業に主として従事する分割会社の従業員全員に係る雇用契約とする。但し、効力発生日の前日までに分割会社及び本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。

(対象者は別途合意)

別紙 2.1

(承継しない資産として除外するもの)

本件事業に属する分割会社の資産のうち、承継会社が承継しない資産は以下のとおりである。

- ・ 本件事業に関する売掛金、未収入金等の金銭債権で効力発生日の前日までに金額が確定した金銭債権

別紙 2.2

(承継しない負債として除外するもの)

本件事業に関する負債のうち、乙が甲から承継しない負債は以下のとおりである。

- ・ 本件事業に関する買掛金、未払金等の債務のうち効力発生日の前日までに債務金額が確定した債務